

令和7・8年度 天草市建設工事等競争入札参加資格審査申請要領

令和7・8年度に天草市が発注する「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」の競争入札に参加を希望される方は、次により申請してください。

なお、建設工事の市内事業者で、格付業種（土木一式・建築一式・電気・管・水道・舗装・法面）を含む業種を希望する者と、格付なしの業種（塗装・防水・解体・造園・電気通信等）のみ希望する者では、申請書類が異なりますのでご注意ください。

また、市内事業者は、経営事項審査における完成工事高がある業種で、その業種に対応する資格を持った技術職員を有する場合に格付対象（格付なしの業種にあつては業種認定対象）となります。（市外事業者は、経営事項審査における完成工事高があり技術職員の配置がある業種が認定対象）

1. 申請書類及び申請方法

今回から、申請方法が、原則としてインターネットを利用した電子申請に変更となり、従来の紙での提出は不要となります。申請に必要な書類は、「天草市入札参加資格審査申請システム（以下、「電子申請システム」という。）」【市ホームページにURLを掲載】にアクセスし、入力・アップロードして申請いただくこととなります。申請にあたっては、電子申請システムへの「利用者登録」をしたうえで手続きください。

なお、区分に応じて必要な書類等が異なりますのでご注意ください。

また、市内事業者で格付業種を希望される方は、技術事項等評価項目申請書に関する書類が必要となります。

区 分	市内事業者(格付業種を含む業種を希望する者)	市内事業者(格付なしの業種のみ希望する者)	準市内事業者・市外事業者
建設工事	資料①-1	資料①-2	資料①-3
申請方法	電子申請	電子申請	電子申請

区 分	市内事業者	準市内事業者・市外事業者
測量・建設コンサルタント等	資料②-1	資料②-2
申請方法	電子申請	電子申請

■市内事業者・準市内事業者・市外事業者の区分・要件

市内事業者	① 本店（主たる営業所）の所在地が天草市内の者 ② 天草市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有する者で、「天草市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者等の認定基準」の「市内業者」の要件を満たす者
準市内事業者	天草市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有し、市内事業者としての要件を満たさない者
市外事業者	本店等の所在地が天草市外の者

※年度途中での「市外事業者」または「準市内事業者」から、「市内事業者」への変更は認められません。翌年度の追加申請時に変更申請をお願いします。

■電子申請について ※電子申請システム及び利用者登録は、令和7年3月3日より利用可能

- (1) 申請にあたっては、市ホームページに掲載の電子申請システム操作マニュアルをご確認ください。
- (2) 電子申請システムにて申請を行う際には、利用者のメールアドレスの登録が必要です。登録されたメールアドレス宛に利用者登録用URLを記載したメールをお送りします。メールに記載されているURLから利用者登録へお進みください。
- (3) 利用者登録時に、ログインIDとパスワードを設定してください。
※ログインIDとパスワードは今後の申請にも使用しますので大切に保管してください。
- (4) 利用者登録後、電子申請システムにログインし、申請してください。申請書類はPDF形式にし、アップロードしてください。(各書類のファイルのサイズは最大40MBです。写真等を貼り付けるときは容量を調整してください。)
- (5) 入力内容や申請書類に漏れがないことを確認したうえで申請してください。不備がある場合、申請を差し戻して修正していただきます。
- (6) アップロードする証明書は、申請日の3ヶ月以内に交付されたものとします。(経営事項審査結果通知書の写しは、申請される際の最新版とします。)
- (7) 申請後に記載事項に変更があった場合は、速やかに電子申請システムより変更手続きを行ってください。
- (8) 申請内容に虚偽が発覚した場合は、指名停止措置等の処分の対象となりますので、内容について事前に十分確認のうえ申請されますようお願いいたします。
- (9) 申請要領、様式等詳細については、天草市ホームページに掲載しています。
【天草市ホームページ】 <http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>
トップページ > くらし・行政 > しごと・産業 > 入札・契約 > 工事等の入札・契約関係を参照ください。

2. 入札（見積）参加者資格

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び天草市競争入札参加者資格審査申請要綱第3条第2項のいずれにも該当しない者。
- (2) 入札参加資格審査申請をする日以前に、1年以上引き続き店舗をかまえ決算を終えている者。
- (3) 建設工事については、建設業の許可を受け、かつ経営事項審査を完了している者。
測量、建設コンサルタント等については、法令上必要とする登録を受けている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (5) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入業者（法令により適用除外とされたものを除く。）でないこと。ただし、経営事項審査時に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、本審査申請日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者または適用除外となった者はこの限りではありません。

3. 受付期間

令和7年3月3日（月）午前8時30分～令和7年4月11日（金）午後5時

※上記期間外の申請は無効となりますので、必ず受付期間内に申請を行ってください。

※電子申請システムは期間中24時間利用できます。ただし、メンテナンス等により一時的に利用できないことがあります。

4. 参加資格の有効期間

令和7年6月1日～令和9年5月31日

5. 問い合わせ先

天草市役所 本庁・契約検査課 工事契約係 TEL：0969-24-8823（契約検査課直通）